

令和 6 年 度

和泉市一般会計等及び公営企業会計
財 政 健 全 化 審 査 意 見 書

和 泉 市 監 査 委 員

和泉監第 2 6 2 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市監査委員 船富 康次

和泉市監査委員 坂本 健治

令和 6 年度和泉市一般会計等及び公営企業会計の財政健全化審査意見
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度和泉市健全化判断比率及び和泉市資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を示す書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

	頁
第 1 審査の種類	4
第 2 審査の対象	4
第 3 審査の着眼点	4
第 4 審査の主な実施内容	4
第 5 審査等の実施日程及び場所	4
第 6 審査の結果	5
1 健全化判断比率	
①実質赤字比率	5
②連結実質赤字比率	5
③実質公債費比率	6
④将来負担比率	6
2 資金不足比率	6
3 むすび	7

令和6年度 和泉市一般会計等及び公営企業会計財政健全化審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

- (1) 令和6年度 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- (2) 令和6年度 資金不足比率

第3 審査の着眼点

- (1) 形式審査
 - ① 指標の算定の基礎となる事項を示す書類は、具備されているか。
 - ② 書類の様式及び内容は法令に準拠して作成されているか。
 - ③ 計数は証拠書類及び関係帳簿の計数と一致しているか。
- (2) 実質審査
 - ① 指標の算定の基礎となる数値が適正か。
 - ② 指標の算定に誤りはないか。
 - ③ 指標が合理的かつ妥当に算定されているか。

第4 審査の主な実施内容

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を示す書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に従って作成されているか、計数は正確であるか、関係書類等を照合審査するとともに、関係職員から説明を受け、質問するなどの方法により実施した。

第5 審査等の実施日程及び場所

- (1) 実施日程：令和7年8月8日から令和7年8月19日
- (2) 実施場所：市役所会議室

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を示す書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

各比率の状況は、次のとおりである。

1 健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の総称である。

過去5年間の各比率の推移は、次の表のとおりである。

健全化判断比率の推移表

(単位：％)

健全化判断比率 (4指標)	R2	R3	R4	R5	R6	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.49	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.49	30.00
実質公債費比率	6.7	7.0	6.9	5.8	4.3	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	—	—	—	350.0	

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

① 実質赤字比率

本市では、普通会計に相当する一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

令和6年度の一般会計等の実質収支が3億5,494万円の黒字であったため、実質赤字比率は負の値となっている。

前年度と比較すると、一般会計の実質収支が1,021万9千円減少したことにより、前年度のマイナス0.96%から0.05ポイント減少し、マイナス0.91%となっている。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額や資金不足額の標準財政規模に対する比率。

実質赤字比率で示した一般会計等の実質収支のほかに国民健康保険事業特別会計などの特別会計の実質収支及び水道事業会計などの企業会計の資金不足・剰余額を加えた合計は、31億5,156万4千円の黒字であったため、連結実質赤字比率は負の値となっている。

これを標準財政規模で割ると、前年度のマイナス 7.74%からマイナス 8.09%と 0.35 ポイント好転している。

好転した主な要因は、公営企業会計の資金剰余額の合計額が増加したことによるものである。

③ 実質公債費比率

公営企業の元利償還金に対する繰出金や一部事務組合の元利償還金に対する負担金等を含めた一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する比率。なお、利用する比率は単年度ではなく 3 ヶ年平均を用いることとされている。

令和 6 年度の実質公債費比率（3 ヶ年平均）は 4.3%であり、早期健全化基準の 25.0%を下回っており、良好な状況である。

前年度の 5.8%から 1.5 ポイント好転している主な要因は、（仮称）槇尾学園整備事業による公債費の増加があるものの、シティプラザ整備事業及び臨時財政対策債の一部償還終了に伴い、公債費が減少したためである。

なお、単年度の比率は、令和 4 年度 6.5%、令和 5 年度 3.8%、令和 6 年度 2.8%であり、令和 6 年度は、前年度から 1.0 ポイント好転している。

④ 将来負担比率

一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

令和 6 年度の将来負担比率はマイナス 55.1%であり、早期健全化基準 350.0%を下回っており、良好な状況である。

前年度のマイナス 59.0%から 3.9 ポイント減少している主な要因は、地方債の償還額と比較して発行額が小さいため現在高が減少したが、標準財政規模が増加したためである。

2 資金不足比率

資金不足比率とは、各公営企業における資金不足額を、各事業の規模で除した比率。

本市においては、公営企業法の適用企業会計である水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計及び公共浄化槽事業会計が対象となる。

各企業会計とも資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については算定されず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると良好な状況である。

資金不足比率の推移表

(単位：％)

事業	R2	R3	R4	R5	R6	経営健全化基準
水道事業	—	—	—	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	—	—	—	20.0
病院事業	—	—	—	—	—	20.0
公共浄化槽事業	—	—	—	—	—	20.0

(注) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

3 むすび

令和6年度決算における本市の各指標の算定結果について、健全化判断比率及び資金不足比率ともに、国が示す早期健全化基準を大きく下回り、本年度も堅実な財政運営が行われていると評価できる。

しかしながら、今後、市税収入などにおいては、大幅な歳入の増加が見込めず、また、歳出では、社会保障費の増加に加え、富秋中学校区等のまちづくりなどの大規模公共インフラ整備事業が計画されており、将来的に基金の取り崩しや公債費償還の増加が推測される。

については、本市の財政がひっ迫することのないよう、今後の少子高齢化・人口減少にも対応できるよう、将来的な推移を見据え、引き続き、計画的かつ効率的な財政運営を進めていただきたい。